

令和7年度第2回千代田区有地等活用検討会 議事概要

1. 日 時

令和7年7月18日（金）10時00分～10時40分

2. 場 所

特別会議室

3. 出席者

◎ 副区長

○ 教育長

子ども部長

教育担当部長

保健福祉部長

地域保健担当部長

地域振興部長

環境まちづくり部長

ゼロカーボン推進技監

政策経営部長

○ 財産管理担当部長

行政管理担当部長

総務課長

企画課長

財政課長

施設経営課長

財産管理担当課長

（◎…委員長 ○…副委員長）

4. 議 題

（1）将来の公共施設整備に備えた土地保有・活用の考え方について

5. 概 要

（1）将来の公共施設整備に備えた土地保有・活用の考え方について

将来の公共施設整備に備え、機動的に土地を保有・活用するための戦略として、一定の敷地面積を持つ未利用・暫定活用財産を「留保財産」と定義し、その役割や活用方針を明確化する考え方について、意見交換を行った。

<主な意見等>

- 広い敷地は多様な活用が可能のため、所有権を留保する考え方には賛成である。ただし、具体の施設整備計画がない状態で留保することだと、対外的な説明が難しい。区有施設の建替えや機能更新の見通しについて議論するプロセスが求められる。

- 公共施設の老朽化に備えて、敷地の大きな土地を留保しつつ、施設整備計画が決まれば段階的に活用へ移行していく考え方は合理的で納得できる。
- 現状でも暫定活用財産の有効活用を図ってはいるが、今回、考え方を整理し、手順手続きを明確にして計画的な土地の活用を行っていきたいと考えている。
- 留保財産として選定された場合に、その土地に建っている活用用途がない建物は、将来の需要に備えるという観点から、除却していくことも一つの選択肢として考えられる。
- 施設の本格活用をどう位置づけるかは重要で、再開発も活用方針の一つと考えられる。ただ、枠を厳しく定めすぎると、将来的な変更や再開発の際に柔軟性を欠くおそれがある。
- 学校など大規模施設の建替えを見据え、未利用地を戦略的に保有しているという整理は位置づけが明確になっていて非常に分かりやすく、納得できる。今後の施設整備に向けて空間を確保しつつ、個別の敷地についてはその時の状況や周辺状況に応じて、手続きに沿った対応が必要。

以上